

認定基準等チェック表（第4表 事業活動基準）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇
-----	--------------

事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	チェック欄	○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して、基準を満たしていれば、「○」を記載して下さい。 ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(第4表 次葉)

ハ

様式 16「すべての事業活動に係る金額等」と一致します。

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	10,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	10,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

「ハ」について事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

※上記指標による算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

その他の事業に係る事業費は除きます。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	9,000,000 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	8,000,000 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	88.88%

寄付者名簿と一致します。相対値基準の場合、様式 9（原則）様式 10（小規模法人）の「受入寄附金総額」と一致します。

寄付金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載してください。①の金額を超える場合は、①と同額を記載して下さい。なお、国等からの補助金及び国や民間からの委託の対価としての収入は寄附金よりも先に特定非営利活動の事業費に充当されます。ここでは特定非営利活動に係る事業の額（前段ハの②）10,000,000 円から寄附より先に充当される国の補助金等の金額 2,000,000 円を差し引いた 8,000,000 円を記載しています。

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

- 注 1 ④、⑤、⑥、⑦、⑧は申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度の期間を示します。
- 2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- 3 法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書の書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「ハ及びニ（第 4 表次葉）」の記載及び添付の必要はありません。
- 4 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、「申請時」の欄、「ハ及びニ（第 4 表次葉）」及びチェック欄の記載が必要ですが、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書の書類）に記載した事項について、④～⑧の欄に改めて記載する必要はありません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。